# 確定申告期において留意すべき事項 (個人課税関係)

# 目次

Contents

税	額控除・所得控除に関する主な改正	
1.	所得税の定額減税	1
2.	住宅借入金等特別控除の拡充措置	5
3.	国外居住親族に係る送金関係書類の範囲の拡充	7
4.	医療費控除に関する改正	8
申	告手続・申告書等の様式に関する主な改正等	
1.	住宅借入金等特別控除の適用に係る手続(年末残高調書方式)	13
2.	退職所得の申告について	15
3.	確定申告書等の様式改訂	16

I 所得控除・税額控除に関する主な改正

## 概要

- デフレ完全脱却のための一時的な措置として、**令和6年分所得税の減税**を実施
- 減税額は、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき3万円(住民税は1万円)
- 合計所得金額1,805万円(給与収入2,000万円相当)超の高額所得者は、減税の対象外

# ■実施方法

1

### 給与所得者に対する減税

- ✓ 6月以降の源泉徴収税額から減税
- ✓ 6月に減税しきれなかった場合には、翌月以降の税額から順次減税

3

### 不動産・事業所得者等に対する減税

- ✓ 予定納税対象者は、第1期予定納税 の通知の機会に減税
- ✓ それ以外の者は、確定申告で減税

2

### 公的年金受給者に対する減税

- ✓ 年金機構等の公的年金(老齢年金)
  は、6月以降の源泉徴収税額から減税
- ✓ 6月に減税しきれなかった場合には、翌月以降の税額から順次減税
- ✓ 住宅ローン控除等の税額控除後の所得税額から減税を実施。
- ★ 給与所得者については、減税開始前に、実務 上利用可能な扶養親族等の情報に基づき、源泉 徴収税額から控除する税額を決定。年末までに 扶養親族等の情報に異動があった場合には、年 末調整又は確定申告で調整。

# ▋ 不動産所得・事業所得者等に対する減税

- 原則として、確定申告で減税を行う。
- ただし、予定納税対象者については、予定納税で減税を実施する。
  - ✓ 第1期の予定納税額の通知(6月)の際に、本人分の減税額(3万円)を控除した額を通知する。
  - ✓ 同一生計配偶者等分については、簡易な手続による「減額申請」により、通知税額からの控除を可能にする。
  - ✓ 第1期予定納税で控除しきれなかった減税額は、第2期予定納税(11月)の予定納税額から控除し、 第2期予定納税に控除しきれなかった減税額は、確定申告において減税する。

### (参考) 予定納税制度

- ・ 前年分の所得金額(事業所得、不動産所得等)や税額などをもとに計算した金額(予定納税基準額)が15万円以上になる場合、その年の所得税の一部をあらかじめ(7月、11月)納付するという制度。
- ・ 予定納税による納税額は、税務署が前年の所得金額等を基に計算し、通知(6月)する。
- ・ 令和6年分の予定納税の減額申請の期限については、以下のとおり延期された。

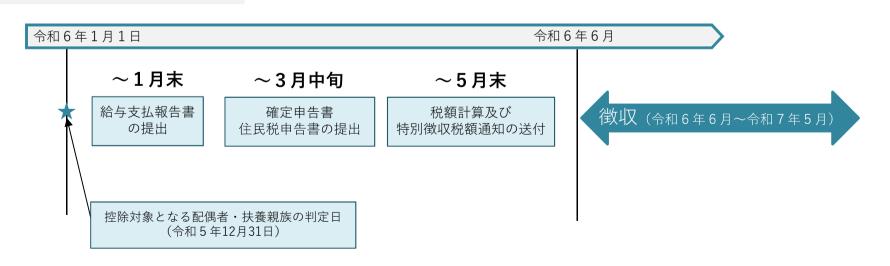
項目	変 更 後	変 更 前
第1期分の納期	令和6年7月1日(月)から 同年9月30日(月)まで	令和6年7月1日(月)から 同月31日(水)まで
第1期分及び第2期分の 予定納税減額申請の期限	令和6年7月31日(水)	令和6年7月15日(月) ※ 祝日のため、実際は同月16日(火)

# (参考)個人住民税の定額減税の概要

総務省資料を基に作成

- 令和 6 年度分の個人住民税所得割の額から、**納税者及び配偶者を含めた扶養家族 1 人 につき、1万円の減税**を行う。
  - ※ 納税者の合計所得金額が1,805万円(給与収入2,000万円)以下である場合に限る。
- 減税は、特別徴収義務者や市町村の事務負担等も考慮しながら、各徴収方法に応じて、 実務上可能な限り早い機会を通じて行う。
- 定額減税による個人住民税の減収額については、全額国費で補塡する。

### 【イメージ】給与所得に係る特別徴収の場合



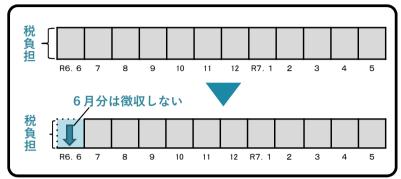
# (参考)個人住民税の減税の実施方法

### 総務省資料を基に作成

### 給与所得に係る特別徴収

✓ 令和6年6月分は徴収せず、「定額減税「後」の 税額」を令和6年7月分~令和7年5月分の11か月 でならす。【平成10年度の特別減税と同方式】

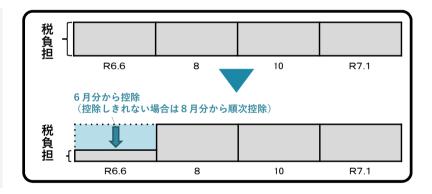
# 【イメージ】減税の実施方法



# 普通徴収 (事業所得者等)

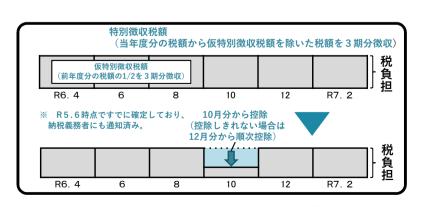
✓ 「定額減税「前」の税額」をもとに算出した第1期分 (令和6年6月分)の税額から控除し、第1期分から控 除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降 の税額から、順次控除。

【平成10年度の特別減税と同方式】



## 公的年金等に係る所得に係る特別徴収

✓ 「定額減税「前」の税額」をもとに算出した 令和6年10月分の特別徴収税額から控除し、 控除しきれない場合は令和6年12月分以降の 特別徴収税額から、順次控除。



# ■ 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

- (1) **令和6年入居に限り、**子育て支援の観点から、**子育て世帯及び若者夫婦世帯**(以下「子育て世帯 等※」という。)における住宅ローン控除の要件が以下のとおり拡充された。
  - ✓ 認定住宅等の新築等・買取再販住宅の取得について、借入限度額が上乗せされた。
  - ✓ 今和6年12月31日以前に建築確認を受けた認定住宅等の新築等の場合、 合計所得金額1,000万円以下の者に限り、床面積要件が「50㎡以上」から「40㎡以上50㎡未満」 に緩和された(子育て世帯等以外の個人にも適用あり)。
  - ※ 「子育で世帯等」とは、申告を行う個人が、次のいずれかに該当する場合をいいます。
    - ① 年齢が40歳未満、かつ、配偶者を有する場合
    - ② 年齢が40歳以上、かつ、年齢が40歳未満の配偶者を有する場合
    - ③ 年齢が19歳未満の扶養親族を有する場合
  - ※ その年分の合計所得金額が2,000万円を超える場合には、本特例は適用しない。

### 改正前(令和6年・7年入居)

対象者区分	認定	ZEH	省エネ
個人	4,500万円	3,500万円	3,000万円

### 改正後(令和6年入居に限る)

対象者区分	認定	ZEH	省エネ
子育て世帯等	5,000万円	4,500万円	4,000万円
上記以外	4,500万円	3,500万円	3,000万円

- ※ 被災地向けの措置についても、上記同様に借入限度額の子育て世帯等への上乗せを行うほか、床面積要件の緩和を継続する。
- ※ 所得税額から控除しきれない額については、改正前と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する。この措置による個人住 民税の減収額は、全額国費で補塡する。

- (2) 既存住宅のリフォームに係る特例措置(工事費用の相当額の10%を税額控除)について、子育て世 代の居住環境の改善の観点から、子育で世帯等について、一定の子育で対応改修工事を対象に加える。
  - ※ その年分の合計所得金額が2.000万円を超える場合には、本特例は適用しない。

	対象工事	対象工事 限度額	控除 限度額
	耐震	250万円	25万円
,	ベリアフリー	200万円	20万円
	省エネ	250万円(350 万円)	25万円 (35万円)
	三世代同居	250万円	25万円
長期優良	耐震+省エネ+耐久性	500万円 (600万円)	50万円 (60万円)
住宅化	耐震or省エネ+耐久性	250万円 (350万円)	25万円 (35万円)
子育て	対応改修【拡充】	250万円	25万円

### 子育てに対応した住宅への リフォームイメージ



転落防止の手すりの設置



対面キッチンへの交換



可動式間仕切り壁の設置



防音性の高い床への交換

- ※ カッコ内の金額は、太陽光発電設備を設置する場合の金額
- ※ 対象工事の限度額超過分及びその他増改築等工事についても一定の範囲まで5%の税額控除

### 「子育て対応改修工事」とは、次の工事をいいます。

- ① 住宅内における子どもの事故を防止するための工事
- ② 対面式キッチンへの交換工事
- ③ 開口部の防犯性を高める工事

- ④ 収納設備を増設する工事
- ⑤ 開口部・界壁・床の防音性を高める工事
- ⑥ 間取り変更工事(一定のものに限る。)

# 概要

- 国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合の「送金関係書類」の範囲に、「電子決済手段等取引業者<sup>※1</sup>(みなし電子決済手段等取引業者<sup>※2</sup>を含む。)の書類又はその写しでその電子決済手段等取引業者が居住者の依頼に基づいて行う電子決済手段<sup>※3</sup>の移転によってその居住者から親族に支払をしたことを明らかにするもの」が追加された<sup>※4</sup>。
  - ※1 電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換などの電子決済手段等取引業を行う者として、内閣総理大臣 の登録を受けた者をいう。
  - ※2 銀行等又は資金移動業者で、電子決済手段の発行業務も行う者をいう。
  - ※3 いわゆるステーブルコインのうち法定通貨の価値と連動した価格で発行され、発行価格と同額で償還を約するもの及びこれに準ずる性質を有するものとして、資金決済に関する法律第2条第5項に掲げる電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値などをいう。
  - ※4 「38万円送金関係書類」の範囲についても、同様の書類が追加された。

# 改正後の送金関係書類のイメージ

- ① 外国送金依頼書の控え
- ② クレジットカードの利用明細書又はその写し
- >③ 電子決済手段等取引業者に対して電子決済手段の国外移転の依頼をする場合の依頼書の控え

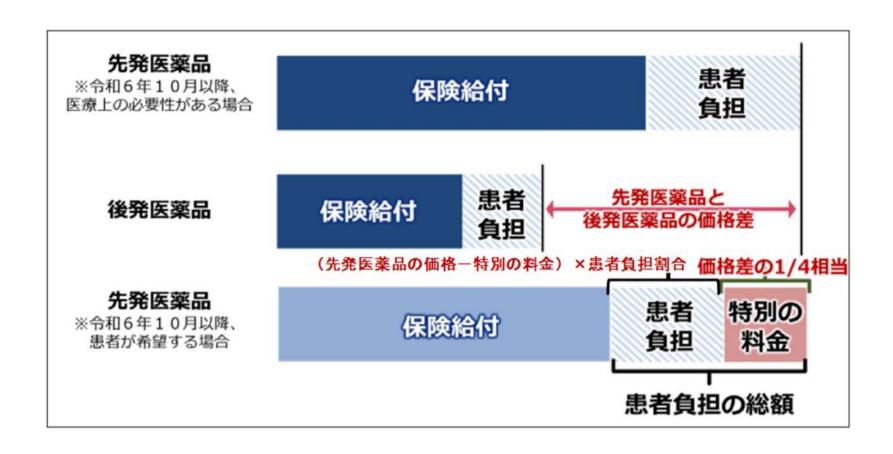
# ■後発医薬品のある先発医薬品の選定療養に係る医療費控除の取扱い

- 令和6年10月から、後発医薬品(ジェネリック医薬品)がある先発医薬品のうち、一部の先発 医薬品の処方等を希望する患者については、患者負担分に加えて、「特別の料金」<sup>※1</sup>を支払うこ ととされた<sup>※2</sup>。
  - ⇒ 「特別の料金 | も、**医療費控除の対象となる**ことに留意する。
  - ※1 「特別の料金」とは、先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金をいう。
  - ※2 先発医薬品が処方等される場合であっても、医療上必要であると認められる場合や、後発医薬品の在庫状況 等を踏まえて後発医薬品を提供することが困難な場合は、「特別の料金」の支払は要しない。

# ▮ 確定申告における留意事項

- 「特別の料金」の金額は、**医療費の領収証の保険外負担欄**に記載される(スライド10ページ参照)。
- 〇 「特別の料金」は、**保険適用外部分**の金額であることから、「**医療費通知情報**」や「**医療 費のお知らせ**」における保険診療に係る金額部分には、「**特別の料金」の金額は含まれていない。**
- ⇒ したがって、これらの書類又は電子データを利用して医療費控除を適用する場合は、**別途、領収証から「特別の料金」の額を集計し、医療費の額に加算する**必要があることに留意

# ■〔参考〕特別の料金の計算方法のイメージ



# ■〔参考〕領収証の様式例

					領	収	р	Œ				
患者	番号		H		名				Î	青求 期	間(入院	の場合)
					様					年 月	日 ~	年月日
受診科	入・外	領収書	No.	3	発 行 日	費	用区	分	負担	割合	本·家	区分
				5:	年月日							
	初・再	診料	入院	料等	医学管理等	在宅医	療	検	查	画像	診断	投 薬
		点		点	点		点		点		点	
保険	注	射	リハビリ	テーション	精神科専門療法	処	置	手	術	麻	醉	放射線治療
	病理	点	2-/	た た た か 他	点 診断群分類(DPC)	食事療	点	1	点		点	
	加生	点		点	点	及争까	円		円			
	評価療養・	選定療養	そ(	か他				保	険	保(食事・		保険外負担
保険外						合:	+		円	(24	H	
負担	(内訳)		(内訳)			負担	Ą		P		円	
					:	領収額合	Ą †					
※厚生労働	省が定める	診療報酬	や薬価等に	は、医療権	幾関等が仕入れ時に負		都〇〇	)E()	0-0- 0 0	000	領収目	þ



### ▍おむつ費用の医療費控除適用に係る添付書類について

### 【改正前】

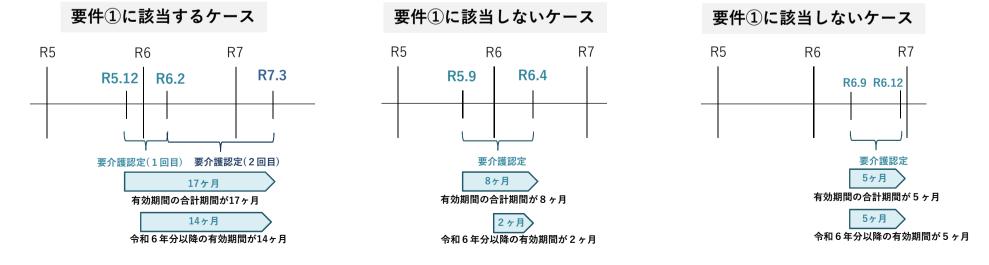
おむつ費用の医療費控除適用が1年目の者は、確定申告の際に、「おむつ使用証明書」の添付又は提示が必要

### 【改正後】 (令和6年分以後)

おむつ費用の医療費控除適用が1年目の者のうち、次の<u>全ての</u>要件に該当する場合は、おむつ費用の医療費控除適用が 2年目以降の者と同様に、「おむつ使用証明書」に代えて、「市町村が要介護認定に係る主治医意見書の内容を確認した 書類|又は「主治医意見書の写し」の添付又は提示をすることができることとされた。

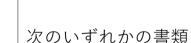
- ① おむつを使用した年に現に受けていた要介護認定及び当該認定を含む複数の要介護認定(有効期間が連続している場合に限る。)で、それらの有効期間がおむつ費用の医療費控除を受ける年分以降において6ヶ月以上であること
- ② 上記の審査に当たり作成された主治医意見書であること
- ③ 主治医意見書に、おむつの使用に係る一定の事項が記載されていること

### 【改正後】の要件①のイメージ(令和6年分で、おむつ費用の医療費控除を初めて適用するケース)



# ■ 改正後の添付(提示)書類のイメージ

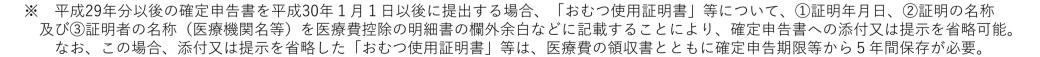
おむつ費用の 医療費控除適用年	改正前
1年目	おむつ証明書
2年目以降	次のいずれかの書類 ・ おむつ証明書 ・ 市町村が要介護認定に係る 主治医意見書の内容を確認した書類 ・ 主治医意見書の写し (3年以内に作成)



- おむつ証明書
- ・ 市町村が要介護認定に係る主治医意見書の内容を確認した書類

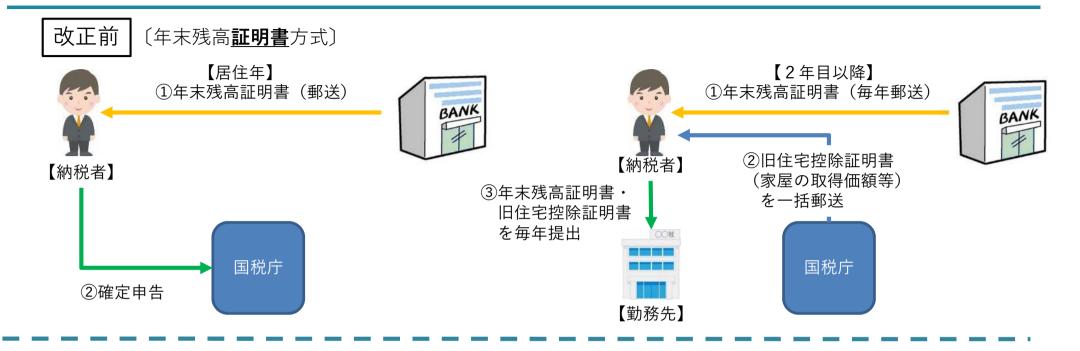
改正後

・ <u>主治医意見書の写し</u> (4年以内に作成)

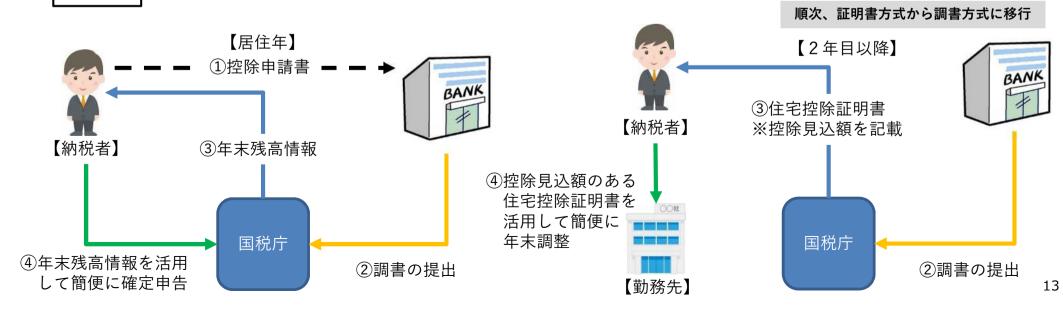


Ⅱ 申告手続・申告書等の様式に関する主な改正

# 住宅借入金等特別控除の申告手続の簡素化(年末残高調書方式)【再周知】



# 改正後 [年末残高調書方式](令和5年1月1日以後に入居する者が令和6年1月1日以後に申告書を提出する場合に適用)



# ■ 確定申告対応時のポイント

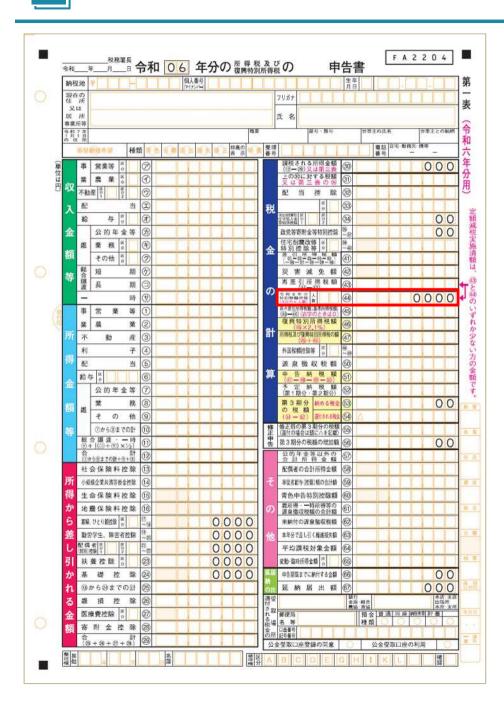
- 1 添付書類について(居住開始年分)
  - 年末残高調書方式の場合は、次の書類については、添付不要とされている。
    - ・ 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
      - ※ 複数の住宅取得資金に係る借入金がある場合、調書方式を適用していない借入金については、添付が必要
    - ・ 住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し
    - ・ 土地の売買契約書の写し
      - ※ 住宅を新築した場合のみ添付が必要 ⇒ 新築の建売住宅の取得や中古・買取再販住宅の取得の場合は添付不要
- 2 確定申告会場に持参する書類等について
  - 年末残高調書方式の場合であっても、**住宅借入金等特別控除の計算明細書の作成時**には、これまで と同様に年末残高、住宅や土地の取得価額など、従来から記載又は入力している内容は引き続き記載 (入力)する必要があるため、**これらの記載すべき内容が分かる書類やデータの持参が必要**であるこ とに留意。
    - ⇒ 給与所得の源泉徴収票と同様(添付不要であるが、確定申告書作成時には必要)

# 【原則】

○ 退職所得の支払を受けるときまでに、「退職所得の受給に関する申告書」を退職金の支 払者に提出している方は、源泉徴収だけで所得税等の課税関係が終了(分離課税)するた め、原則、確定申告は不要。

# 【例外】

- 医療費控除や寄附金控除の適用を受けるなどの理由で**確定申告書を提出する場合**は、確 定申告書に**退職所得の金額を記載しなければならない**。
  - ✓ 合計所得金額の計算に当たっては当該退職所得の金額を含めることとされています。
  - ✓ 所得税に係る基礎控除、配偶者控除等の適用や控除額の計算、住宅借入金等特別控除その他の各種特例 の適用や贈与税に係る住宅取得等資金の非課税の適用などについては、各年分の当該合計所得金額に応じ て可否や適用額を判定することとなっています。



### ■主な改訂内容

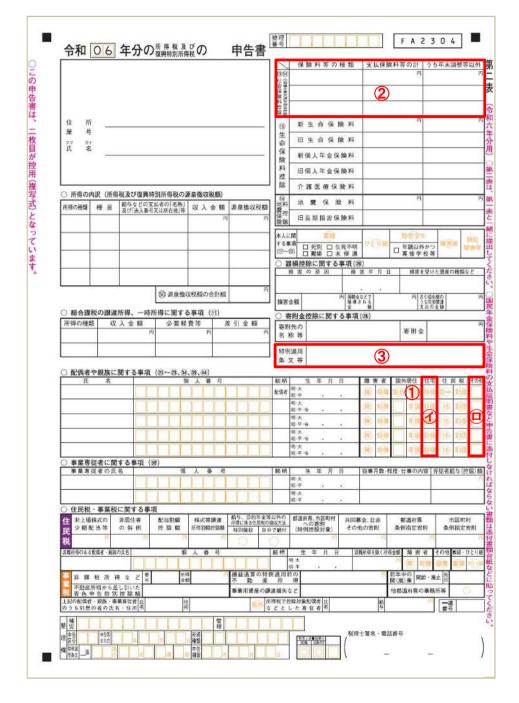
#### 〇「令和6年分特別税額控除」欄を追加

- √ 令和6年度税制改正により措置された令和6年分所得税についての定額による所得税の特別控除(いわゆる定額減税)の対象となる人数及び定額減税の金額を記載する欄が追加された。
- ✓ 「人数」欄には、本人を含めた定額減税の対象となる人数を記載し、定額減税の金額は、次の金額の合計額を記載する。

A 本人\*
30,000円

※ 居住者に限る

### 【確定申告書(第二表)】



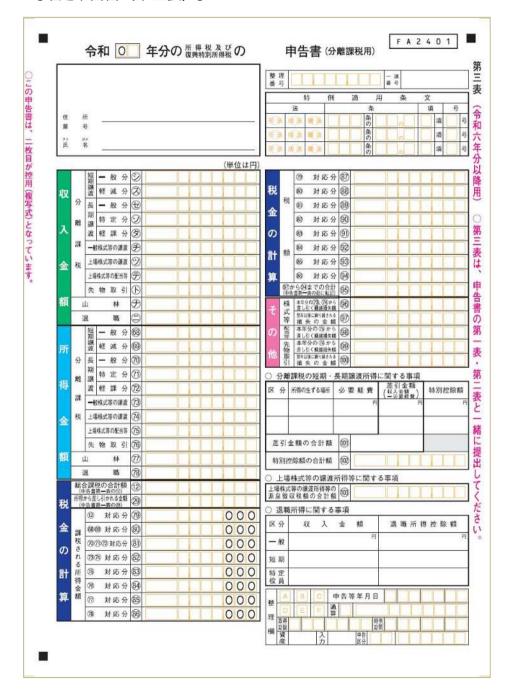
#### ■主な改訂内容

#### ① 「配偶者や親族に関する事項」欄の改訂

- ② 住宅借入金等特別控除及び住宅特定改修特別控除に係る税制改正に伴い、40歳未満であって配偶者を有する者、40歳以上であって40歳未満の配偶者を有する者又は19歳未満の扶養親族を有する者(以下「特例対象個人」という。)の判定を行うため、「住宅」欄が追加された。
  - 以下に該当する場合にはそれぞれの欄に「○」を付す。

  - ® 納税者本人が特例対象個人に該当し、扶養親族が19歳未満であり、他の 親族の配偶者控除又は扶養控除(個人住民税の非課税限度額制度におけ る16歳未満の扶養親族を含む。)の控除対象とされている場合
- ② 定額減税の実施に伴い、所得金額調整控除の対象となる同一生計配偶者若 しくは扶養親族に該当する者又は定額減税の対象となる同一生計配偶者若しく は扶養親族(16歳未満の扶養親族を含む。)に該当する者の判定を行うため、 「その他(調整)」欄を「その他」欄に変更した。
  - 係 所得金額調整控除の対象となる場合で、以下のいずれかに該当する場合
    - ・ 扶養親族が他の納税者の扶養親族又は同一生計配偶者とされており、納税者本人の扶養控除又は障害者控除の対象とならない扶養親族であって、特別障害者又は23歳未満である場合
    - · 配偶者が他の納税者の扶養親族とされており、納税者本人の配偶者(特別)控除の対象とならない同一生計配偶者であって、特別障害者である場合
    - ・・・「1」を記載(※)
    - ※ 変更前は、Aの条件に該当する場合に「O」を付すこととしていた。
  - ® 定額減税の対象となる同一生計配偶者又は扶養親族に該当する場合・・・「2 |を記載
- ② 「社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除」欄の変更 スペース確保のため、記載欄が1行削除された。
- ③ 「特例適用条文等」欄の変更 スペース確保のため、位置を変更するとともに、サイズが縮小された。

### 【確定申告書(第三表)】



### ■主な改訂内容

確定申告書(第一表)に欄が追加されたたことにより、番号が2ずつ繰り下げられた。 例:  $66\rightarrow 68$ 

# 【確定申告書(第四表)】①

所得の種類	ı	又: E	新															1 11 11 E	ナ名				
A 経 常 所 得 (申告書第一表の①から⑥までの計+⑥の合計額)  原 得 の 程 類	-	JAC /	el														1	<b>整理</b>		I			一 油
所得の種類	1	損	失	額又	は別	得	金	領															v.
日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本	A		経	常)	所得		(申	告書	第-	-表(	DC	か	5@	まて	の言	++	<b>⑩の</b>	合言	†額〉			68	
報報	Ē	斤得	の程	類	区分	月	得の	<b>4</b> 4	る場所	* 0	Ф. <b>Ф</b>	۷.	、全者	<b>E</b> (8	0 必要	經	費等	0	差引金 (例一(	額(0)	D 特別控除額	Ð	損失額又は所得金
B			短			T							- 2	H			PJ	0		F		69	
B 渡 長 別		譲		総合													- 0	3			Fi	70	
期   製金	В	液	長	分離										B			円	1				7	
日 時		-	期	総合													- 1	9			F	12	
C 山 林     一般     円     <	- 2		15																			73	
一般   短期   一般   技達   で   で   で   で   で   で   で   で   で	С	Ц		林										H								(74)	
類類		, p	-2	般										T			F			F		T	
一般核式等	D		挺	期										T								<b>B</b>	
一般株式等		職																					
E     上場株式等 の配当等       F     先物取引       P     (3) 上場転送の違蓋所得の 特別的協議の合計値       P     (3) 上場転送の違蓋所得の 特別的協議の合計値       P     (3) 上場転送の違蓋所得等の 財務的協議の合計値       P     (4) 対象       A     経常所得       A     経常所得       B     (4) 対象       B     (5) 対象       B     (5) 対象       D     (6) 対象       D     (6) 対象       D     (6) 対象       D     (7) 対象 <td>٦</td> <td></td> <td>般株</td> <td>式等</td> <td></td> <td>76</td> <td></td>	٦		般株	式等																		76	
上場核式等の配当等     円     円     円     円     円     円     円     日     円     特別適用条文       2 損益の通算     所得の種類     A 経常所得     日     金     第     1     2     3     3     2     2     3	E	E	場株	式等																		0	
日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本	33	£	場株	式等													H			Į.		78)	
18   18   18   18   18   18   18   18	F	先	物耳	<b>V</b> 31																		79	
2 損益の通算       所得の種類     A 選前     B第1次通算後     ②第2次通算後     D第3次通算後     D每4%以上所得       A 経常所得     B													FF (8)							Р	特例適用条	文	
To   To   To   To   To   To   To   To	ē	<b>近</b>	9 0	種	頗	025	<b>A</b>	ă	39			(B)	第12	欠通	円	$\perp$	© M	2 次		Н	D 第3次通算		E 指失額又は所得全
関 期 総合譲渡 ②	А	177	\$67	1000	1000		_									第				<b>#</b>		_	
B 渡 期 総合譲渡 ⑦ 通 次 次 次 一 時 ③ 草 通 ② 道 ② 道 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章		譲	期	1000000		_	Α.			_		-			$\dashv$	2				3		_	
— 時 ③	В	渡		(禁定指	(共報)	70 mg	$\triangle$					H			$\dashv$	次						_	
С Щ #	13		_			~						-				通				100			-
D 退 職	_	-		- /		69					1/2	-			$\dashv$	10				通			<b>3</b>
79	D	0		1							(3)	L								39		-	
		(0)	(A)	被百 丁		1F *	坦之	× #	50	A =	4 #	76			1	(9)	_	_		Ľ		69	

### ■主な改訂内容

確定申告書(第一表)に欄が追加されたことにより、番号が2ずつ繰り下げられた。 例:66→68

# 【確定申告書(第四表)】②

3 翌	年	以後に繰り越	す損失額	Ą				整理番号			一連番号	
青	色	申告者の	損失	の金	額					83		
居住	用	財産に係る通算	1後腺液抗	失の金	額					84)		
変	更	所 得	の損	失	額	į.				85		
被資	亨	得の種類 一級	業用資産の種類が	ど 損害の	原因	描書年月日	A 指 告	金額	④ 保険金などで 構填される金額	C	差引損失額	(A)—
災事産の場	从林	営業等・農業				8.6		P		86		
争損 業失	林以外	不 動 産				9.90				80		
用額	Ш	林								88		
山林	Pf	得に係る:	坡 災 事	業用	資産	産の損失	額			89		
山林	以	外の所得に信	系る被災	事業	月貨	産の損失	额			90		
4 線	越	損失を差し引	く計算									
年分		損失の	1	7	(A) ii	1年分までに引きまれ	なかった指失! F		年分で差し引く権	失額 円	(① 翌年分泌を兼り扱いでき	J引かれる損失額
Α	純	年が青色の場合	山林以外の	San Control				-		13		
	1		山林所得		-			-				
年	損	年が白色の場合	変動所得		-			-			/	
			被災事業用 賃産の損失	山林以外	-						\	
activities.	失	居住用財産に係ると	The second second	山林								/
	雄	報は用剤症に成るが		失	-			$\vdash$		_		,
В	est.	194	山林以外の	12.00								
(E)	純	年が青色の場合	山林所得							_		
			変動所得								)'	
年	損	年が白色の場合	被災事業用	山林以外								
(2年前)	失		資産の損失	山林								
		居住用財産に係る過	算後譲渡損	失の金額								
	雑	相		失								
С		年が青色の場合	山林以外の戸	所得の損失								
	純	+// NC+/40	山林新筰	の損失								
	損	pp. open common and	変動所得	の損失								
年 (前年)		年が白色の場合	被災事業用	山林以外								
(AUT)	失	Tanana and a same	資産の損失	山林	_			_				
	-	居住用財産に係る対	CONTRACTOR CONTRACTOR	1800 CT TO CT C	_			-				
4.8-	雑	担		失	91100					冉		
		一般株式等及び上場	and the second					1		B		
0.200110		) 上場株式等に の 先物 取引に ()				**************************************		-		円		
11 22 2 1		20-40-00 10-00 10-00 10-00 10-00 10-00 10-00 10-00 10-00 10-00 10-00 10-00 10-00 10-00 10-00 10-00 10-00 10-00					A CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR	31 		124		
1 20/1	200	k、医療費控除7	(45/23/g) R/	Te5023	(Q 0.	ar echiore	Sti. See	W-1100	計額	94)		
5 翌	年	以後に繰り	越され	る本	年	分の雑損	失の分	主額		95		
6 翌	1年	以後に繰り起	される	株式等	に	係る譲渡	員失の	金額		96		
- XIX		N 50 1- 48 11 4	+ + + 7	4- 44	Ho 2	月に係る打	3 # M	△ 参吾		97)		

### 【確定申告書(第四表)(付表)】①

						整理				一道	
現在の又						フリガ	+				
居事業	所					氏 :					
除の制 繰越控 に繰り	例)、す 除の特 越す損	(日本大 例)又( 失額」、	出第70条の2 (特定非 震災の被災者等に係 は同法第7条 (純潤的 「4 繰越損失を差し なり越す損失額	る国税関係法律 その繰越控除の	Mの臨時特例に M 特例)の規定の	見する法律( 適用を受ける	以下方が	「震災特例法」と 、申告書第四表	いいま 損失申	す。) 第59	条 (雑損分 3 翌年)
			整控除期間の特	例の該当判	定						
事業	事業	資産特	定災害損失額				3				
所	-		係る事業用固定資産				0				
得	1 7 7	/35= 30	.1のときは、「該当」	当てはま	る方を〇で囲ん	んでください	-	該	当・	非該当	
不動産所得等		00000000	定災害損失額	事件中四六年	W.O.Gresson A. T.	465	0				
所得	220	Mark Commerce	又は山林所得に係る	0 1000-000000	生の価額の合計 : る方を〇で囲		0	24	nic	非該当	
		150 CO-000		3 (113	マカモしで出た	verker	*	談	= '	非級当	
39	平以1	发に常	繰り越す損失額	1	ľ	納災細路生	DIAN	の純損失金額	63		
					要件非該当	100151577279574	1000	(所得税法)	83.		
青	色中	告	者の損失	の金額		10/4570.00		(震災特例法)	83*		
					要件該当	特定非常災	吉兒	生年純損失金額	83*		
居住	用財	産に値	<b>長る通算後譲渡</b>	損失の金額	-	ı			84		
Ł	90	所	得 の 損	失 額					85		
	所得(	か種類	被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	④損害金額	22	<b>保存除金などで補根される金額</b>	©2	引損失額	(A-@
被					9 9		Ħ	H	86		
災	3	等業治	Processor Statement	費産特定災	MODEL CONTRACTOR CONTR				86'		
事業	ш	・農業	Dieoday Seriasos	費産特定災	INCOME DEPOSITS AND LEGISLAND.				86"		
用	林		1 × × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	<b>資産農災損</b>	1521501-1100				66"		
資	以		うち 固定す	資産 震災 損	失和		m	Я	(86)		
産	外	不動産	うち 固定1	<b>資産特定災</b>	生损失期				87)		
の損	10.5	1.300350.	Acronistant to the contract of	資産震災損				-	(87)"		
失							Ħ	Я	88		
額	ш	林	うち 固定す	資産特定災	害損失額				(88)		
	12.00		うち 固定す	養産震災損	失 額				(88)"		
			<u> </u>			被災純損失	以外	の純損失金額	89		
ili de	TE 18	-  K =	5 被災事業用資	変の出土 軽	要件非該当	被災純損失	全部	(所得税法)	<b>89</b> °		
HI A	P 171 199	10 10 1	7 似火甲来用頁	性が損大器	2	被災純損失	金額	〔(震災特例法)	89"		
					要件該当	特定非常災害	党生	年特定純損失金額	<b>89</b> "		
						被災純損失	以外	の純損失金額	90		
ш#	以外の	所得に	係る被災事業用資	資産の損失額	要件非該当	200000000000000000000000000000000000000	377073	(所得税法)	80. 80.		

### 主な改訂内容

確定申告書(第一表)に欄が追加されたことにより、番号が2ずつ繰り下げられた。 例:81→83

# 【確定申告書(第四表)(付表)】②

	越					、4年前及び3年前(		
年分		捐 失	0	種類	-	俗前年分までに引ききれなかった損失額	①本年分で差し引く損失額	心室年分以後に離り進して差し引かれる領失権が
Α		令和元年が	要件級	特定非常災 害発生年額	山林以外			
	純	青色の場合	越	損失 特定非常災	山林			
		令和元年が 白色の場合	要件談当	害発生年特	山林以外			
令和元年	損	HDVAN		定範損失	山林以外			
		被災純損失	要件	被災終損失 (所得稅法)	山林			
(5年前)	失	(青·白)	非缺	被災鈍損失	山林以外	I-D	[2]	
		XX2000	当	(體災特別法)	山林			
	维	特定維損	失	(所得	说法)			
	損失	特定雜損	失	(震災特	例法)	Pi	A	
В		令和2年が	製件該	特定非常災 害発生年純	山林以外			
	純	青色の場合	当	損失	山林			
	- u	令和2年が	製件	特定非常災 害発生年特	山林以外			
令和2年	損	白色の場合	報	定純損失	山林			
			製件	被災純損失 (所得税法)	山林以外			
(4年前)	失	被災純損失 (青·白)	非	100000000000000000000000000000000000000	山林以外	円	[4]	
		(M 147	越	被災耗損失(鷹災特例法)	山林	10.0	1.02	
	雑	特定維損	1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	-			
	雑損失	特定雜損	_			P	円	
С	7			被災鈍損失	山林以外			
		令和3年が	要件計為五	以外の損失	山林			
		青色の場合	著件	特定非常災 害発生年純	山林以外			
			越当	損失	山林			
	純		要件	変動所得		Ä	H	
		令和3年が	非該	被災事業用 資産の損失	山林以外			
AIno#	損	白色の場合	当要	質殊の損失 特定非常災	山林以外			
令和3年			作號	害発生年特定純損失	山林			
(3年前)	失	-;	20	在耗損失 被災終損失	山林以外			
		被災純損失	件	(所得税法)	山林			
		(青·白)	非該		山林以外	円	PJ	
		***************************************	当		山林			
		居住用財産に任	-	200	200000000000000000000000000000000000000			
	难	特定難損						
	雑損失	特定雜損	_			FI	P	
		特定雜損	失	(廣災特	例法)	19	l in	

### 【確定申告書(第四表)(付表)]③

年分	ACC.	損失を差し	0	種類	15.73	プログランス できまる かっと かんり	へ/ ⑥本年分で差し引く損失額	心管を分が後に難り着して差し引かれる個失幅。
D D		114 75	费	被災鈍損失	山林以外	日	四本年がて至り引く損人類	京本小が道:・職人権 2.1年 0.170 GA 60公司:
		令和4年が 青色の場合	北北松当	以外の損失	山林			
			要件	特定非常災	山林以外			
			要件該当	害発生年終 損失	山林			
	純		安件	変動所得	の損失	円	円	
		令和4年が	非該当	被災事業用 資産の損失	山林以外			
	捐	7 2 2 2 2 2	当要件	特定非常災	山林以外			
令和4年			供談	害発生年特 定純損失	山林			
(2年前)	失		20	被災絕損失	山林以外			
		被災純損失	件	被災耗損失 (所得税法)	山林			
		(青·白)	非該	被災純損失	山林以外	A	P	
			当	(費契特別法)	山林			
		居住用財産に信						
	雑損失	特定維損	_					
		特定雜損	_			円	д	
-	9%	特定雑損: 令和5年が 青色の場合	天 荐	震災特	山林以外		425	
E			能數	被災純損失以外の損失	山林			
			要件	特定非常災	山林以外			
			題	害発生年終 損失	山林			
	絁		要件非該当	変動所得	の損失	円	A	
	1.575	令和5年が		被災事業用	山林以外			
	損	令和5年か 白色の場合		資産の損失	山林			
令和5年			安件該出	特定非常災 害発生年特	山林以外			
(前年)	失	被災純損失 (青·白)	100	定純損失	山林以外	77	7	
3422.34.4.			要件	被災純損失 (所得税法)	山林	10000		
			非該	被災純損失	山林以外			
			=	(雲災特別法)	山林			
		居住用財産に信	系る道	算後課渡損	失の金額			
	雜	特定難損						
	損失	特定雜損	_					
1.000		特定雜損		FI				
	-		-			得等から差し引く損失額 9	n A	
	-			8.0002.000		から差し引く損失額 92	- A	
					-	ら差し引く損失額 図		1
	- 11	But was sown in the	5 TW.	Santa Allia de La	1000,000	り計算で使用する所得金1	WALLEY CO.	1
5 ₹	至年	三以後に新	繰り	越され	る本	年分の雑損失の会	<b>全額</b>	
	4	宇定 雑	損	失以外	4の	雑損失の金額	95	
	4	宇定 雑	損	失 ( 戸	折 得	税法)の金額	95	
	4	非定 雑 推	8 4	- (霊	555 #	き例法)の金額	95	

### ■主な改訂内容

### ○ 繰越損失を差し引く計算(2年前及び前年に生じた損失)に係る改訂

令和6年能登半島地震災害の被災者に係る所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の臨時特例に関する法律により、令和6年能登半島地震に係る被災純損失(所法70の2)及び被災雑損失(所法71の2)を、納税者の選択により、令和5年分の損失とみなすことができるようになったことへの対応。

### 【住宅借入金等特別控除計算明細書(一面)】

1 住所及び氏名			整理委员	
住 所 電話者号	7 Y	(非有效の)	使 で 型 ( 氏名) ※共布の場合のみ書いてく	time.
フリガナ		フリガナ		9##
氏 名	NAME OF THE OWNER OWNER OF THE OWNER OWNE	氏 名	E E	名
2 新築又は購入した家	屋等に係る事項 家屋に関する事項	土地等に関する事項	3 増改築等をした部	分に係る東西
丽 住 関 始 年 月 日 ⑦	平成 平成 中级			3 平成
契約日 契約区分 分 〇	平成 日 日 日	ne la	※ 約 日 G	0 平成 一
補助金等投除前の心	9		門補助会等教除前の	多の作品は、
取得対価の類型	(A)		四交 分を受ける	9)
相助金等の類○	9		一 物改築等の費用の額	A
(@-S(Ø-9)) W			(0-0)	
※小数点以下第2位まで書きます。 (力)	<b>—</b>		= m -dr M M G 1 2-	
の(床)面積			家屋の絵味面積	
	8	土井		
4 家屋や土地等の取得	対価の額	8 ± 16 15	C 4 #	1 0 增改基準
あなたの共有特分 ※共有の場合のみ無いてください。	0 1/11			
(0), (0), (0) × (1)	(2) ((0 × (0 × (0 )))	3(0×80D)	(Bed + Bed) X11 (Bed + De	D (3 × D + D)
東共有でない場合は、示。(日、日を登いてください。	·			
住宅取得等資金の贈与の 界例を受けた金額等	3			
あなたの長分に係る取得対価の報等 (② - ③)	4			
	は増改築等の費用の額に課され	るべき消費税額等に関す	る事項 6 特例対象側人	ご係る事項等 又は19歳と後の状態別等をする場合で、「ay ] ー
なし又は5% 8%	10 % 税率が10%の場合に例。②に含ま 計資税額及び地方消費税額の付 減約務等に記載された消費機	される 分計解 支援)	る事項 6 特例対象側人	「快る事項等     又は破損等     又は破損を対象の指数値を含する場合で、区 直移動を名に入りしたときられるの様に     」     には、売りの裏面を書出してくだき。、分
なし文は5% 8 % 7 居住用部 7 家屋又	は増改築等の費用の額に課され 10% 期季知りにの場合に扱うに含 計算整理を記述まの対象を 減対音学に服务なた。 は土地等に係る住宅借入金等の ② 付 ② の み	される 分計解 支援)	る事項 6 特例対象側人	一块专事填等 又出域深的展现整合了基础。区 在商店的公司,从上上部上的市局部。区 元,让,对中局部各部,区区公司,分 可见,如
なし又は5% 8% 7 居住用部グ 家屋又 新品 肌 人が一般を指する マ ケ かり なままれ かり	10 % 影楽が10%の場合に多い合計 対象を展及び進力が登載を含む 減約音等に高載された対象を は土地等に係る住宅借入金等の	(本語) (本表現高	6 特例対象側人 原のが作品や収集機の機 実施の作品を確定を記述 資金でも数を表すてくたが、	又は独敬与家の任意規則をおする場合で、区区 宣布衛在名に入計したとものは、花の棚に か」、(は、哲母の最前を書述してください。 分
なし又は5% 8% 7 居住用部グ 家屋又 新品 肌 人が一般を指する マ ケ かり なままれ かり	10% 高級地の係の場合に係った会計 計算整理が出来が開発機会の 機能等に振動された対策 は土地等に係る住宅借入金等の ® 性 宅 の み	(本語) (本表現高	6 特例対象側人 原のが作品や収集機の機 実施の作品を確定を記述 資金でも数を表すてくたが、	又は独敬与家の任意規則をおする場合で、区区 宣布衛在名に入計したとものは、花の棚に か」、(は、哲母の最前を書述してください。 分
をし又は5% 8% 7 居住用自22 家屋又 原第、最大大学的支管が長り 又 在宅性人会等の存在後別 又 位宅性人会等の存在後別 (付款)の交換の対位 (付款)の交換の対位。 を経済を持つには、150%の第二次とは 作を信人と等であるである。 などの対したは、150%の第二次とは 作を信人と等であるで表現る	10% 前妻師如你如婚你您,你您看 前妻師取以清‧亦即養縣所 「妻前妻爷に誰意作此前妻 は土地等に係る住宅借入金等の ② 供 包 の み	(本語) (本表現高	6 特例対象側人 原のが作品や収集機の機 実施の作品を確定を記述 資金でも数を表すてくたが、	又は独敬与家の任意規則をおする場合で、区区 宣布衛在名に入計したとものは、花の棚に か」、(は、哲母の最前を書述してください。 分
	10 開来的なの場合というによる	(本語) (本表現高	6 特例対象側人 原のが作品や収集機の機 実施の作品を確定を記述 資金でも数を表すてくたが、	又は独敬与家の任意規則をおする場合で、区区 宣布衛在名に入計したとものは、花の棚に か」、(は、哲母の最前を書述してください。 分
	10	(本語) (本表現高	6 特例対象側人 原のが作品や収集機の機 実施の作品を確定を記述 資金でも数を表すてくたが、	又は独敬与家の任意規則をおする場合で、区区 宣布衛在名に入計したとものは、花の棚に か」、(は、哲母の最前を書述してください。 分
	10% 期来的知识操作现代的专作的	#14年   東京   東京   東京   東京   東京   東京   東京   東京	6 特例対象側人 原のが作品や収集機の機 実施の作品を確定を記述 資金でも数を表すてくたが、	安排解除的模型的 等等等于 区 高级的 大型 医电影
	10 %   日本中の公司会と表現会を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	日本映画 日本映画 タナル ラッカー カー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 特例対象側人 原のが作品や収集機の機 実施の作品を確定を記述 資金でも数を表すてくたが、	安排線性的機能性等等等で 区面的線性 医皮肤炎 医皮肤炎 医皮肤炎 医皮肤炎 医皮肤炎 医皮肤炎 医皮肤炎 医皮肤炎
7 居住用自分 家屋又 第 副人が歌歌を計画 (マー を生きたきの日本政府 (マー を生きたきの日本政府 (マー のであいたのであります。 はいました。 できません。 できません。 はいました。 できません。 できません。 のは、できません。 できません。 があり、 できません。 できません。 があり、 できません。 できません。 があり、 できません。 できません。 に、	10	日本 (表) (学) (学) (学) (学) (学) (学) (学) (学	る事項 6 特例対象側人 がいていたなるが同様 がでいたないのでは、 の住宅及び土地等 の住宅及び土地等	及實際等級的機能等等等等了。 [K] 自動學 [M] 中國
	10 % 結果が認め場合に改成を含す。	日本 (表) (学) (学) (学) (学) (学) (学) (学) (学	○事項 ⑤ 特例対象側人 がいています の	及實際等級的機能等等等等了。 [K] 自動學 [M] 中國
7 居住用自分 家屋又 第 副人士が教験計画 (マー 在生日人会等の日本政府 (マー 位生日人会等の日本政府 (マー はいました。 では、日本 文庫 (マー にいました。 では、日本 文庫 (マー 日本 日本 日	日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	日本域 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次	○事項 6 特別対象側人 がいていた状況が開発していた。 の住宅及び土地等 の住宅及び土地等 の住宅及び土地等 の住宅及び土地等 の住宅及び土地等 が続けれていた。 の住宅及び土地等 のはため、でか、 が変がある。 のがある。 のがある。 のがある。 がある。 のがな。 のがある。 のがな。 のがなる。 のがなる。 のがなる。 のがなる。 のがなる。 のがなる。 のがなる。 のがなる。 のがなる。 のがなる。 のがなる。 のがなる。 のがなる。 のがなる。 のがなる。 のがなる。 のがなる。 のがなる。 のがな。 のがな。 のがなる。 のがな。 のが。 のがな。	又線線が線距する終了区 の記述が、近に対してがある。 の記述の 改進 第 章 の記述の 改進 第 章 の記述の 改善 章 の記述の 改善 章 の記述の 改善 章 の記述の 表 章 の記述の 表 章
でしては5% 8% ア 居住用自分 家屋又 新来 取及が無效的には	日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	日本 (東)	○事項 6 特別対象側人 がいていた状況が同じない。 の住宅及び土地等 の住宅及び土地等 の住宅及び土地等 (1) 特定断熱改修工 (2) 特定断熱改修工 (3) 特定断熱改修工 (4) 等。の費用のの	又は解析の機能が対象がある。区 日本の
7 居住用自分 家屋又 第 副人士が教験計画 (マー 在生日人会等の日本政府 (マー 位生日人会等の日本政府 (マー はいました。 では、日本 文庫 (マー にいました。 では、日本 文庫 (マー 日本 日本 日	日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	日本域 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次	る事項 6 特例対象側人	又は解析の機能が対象がある。区 日本の
7 居住用自分 家屋又 第 副人士が教験計画 (マー 在生日人会等の日本政府 (マー 位生日人会等の日本政府 (マー はいました。 では、日本 文庫 (マー にいました。 では、日本 文庫 (マー 日本 日本 日	10% 開発的な場合に設定され、 開発的なり出加速は、 は土地等に保証しています。 の 作 を の み 5 6 6 7 7 8 8 8 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	日本域 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次	○事項 6 特別対象側人 ### 1	又は解析の機能を行き続き、区 の主に対して、 のを、 のを、 のを、 のを、 のを、 のを、 のを、 のを
7 居住用自分 家屋又	日本学の中の第一次のできた。 日本学の中の第一次のできた。 日本学の中でのできた。 日本学の中でのできた。 日本学の中でのできた。 日本学の中でのできた。 日本学の中でのできた。 日本学の中でのできた。 日本学の中でのできた。 日本学の中でのできた。 日本学の学別の情報の「様に対している」 日本学の学別の「一般」 日本学の学別の「一般」 日本学の学別の「一般」 日本学の学別の「一般」 「特定が変更を生命人会・ 「特定が変更を生命人会・ 「特定が変更を、まり見からかい。」 「特定が変更を、まり見からかい。」 「特定が変更を、まり見からかい。」 「特定が変更を、まり見からかい。」 「特定が変更を、まり見からかい。」 「特定が変更を、まり見からかい。」 「特定が変更を、まり見からかい。」 「特定が変更を、まり見からかい。」 「特定が変更を、まり見からかい。」 「特別性解析を、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	日本域 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次	○事項 6 特例対象側人 がいていた状態を対象が がでいたがいながらいます。 ②住宅及び土地等 ②住宅及び土地等 毎年で表がしてください。 類 2 特定 部 熟 で 修工 を提供的のではないできた。 を対象とはないできた。 を対象とはないできた。 を対象とはないできた。 を対象とはないできた。 を対象とはないできた。 を対象とはないできた。 を対象とはないできた。 を対象とはないできた。 を対象とはないできた。 を対象とないできたないできたないできたないできたないできたないできたないできたないできた	又は解析の機能を行き続き、区 の主に対して、 のを、 のを、 のを、 のを、 のを、 のを、 のを、 のを
	日本学の企業を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	日本 (東)	○事項 6 特例対象側人 ### 1	又は解析の機能が行動的では のか、正常の機能が大いため、分 の 項 改 第 等 の 項 改 第 等 の 項 改 第 等 の 取 の 第 等 の 取 の 第 等 の 取 の の の の の の の の の の の の の の の の の の
7 居住用自夕 家屋又	日本学的の場合に改成されています。 日本学のの場合に対しています。 日本学のでは、日本学のの場合では、日本学のの場合では、日本学のの場合では、日本学のの場合では、日本学のの場合では、日本学のの場合では、日本学のの場合では、日本学ののは、日本学ののは、日本学ののは、日本学ののは、日本学ののは、日本学ののは、日本学ののは、日本学ののは、日本学ののは、日本学ののは、日本学ののは、日本学ののは、日本学ののは、日本学ののは、日本学ののは、日本学のは、日本学のは、日本学のは、日本学のは、日本学のは、日本学のは、日本学校別ないます。 日本学校別ないます。 日本学のは、日本学校別ないます。 日本学校別ないます。 日本学校別ないます。 日本学校別ないます。 日本学校別ないます。 日本学校別ないます。 日本学校別ないます。 日本学校別ないます。 日本学校別ないます。 日本学校のは、日	日本 (東)	○事項 6 特例対象側人 / かいする地域 / かいする地域は深端 / かいする地域は深端 / かいするから / かいするから / かいするから / かいます / か	又は解析機能等ながある。区内部の外のでは、100円のでは、
	日本学院の日本学院   日本学院	日本 (東)	○事項 6 特例対象側人 ### 1	又は魔婦の機能が打きない。区 日本

#### ■主な改訂内容

#### ① 「6 特例対象個人に関する事項等 | 欄の新設

特例対象個人等を判定するため、以下の事項に該当する場合にはそれぞれ該当する番号を記入する。

7:夫婦のいずれかが40歳未満

8:19歳未満の扶養親族を有する

9:上記7と8の両方に該当する

1:特例取得に該当し、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年12月 31日までに入居できず、令和3年12月31日までに入居した場合(※1)

※1 旧「6 新型コロナウイルスの影響による入居遅延 |の「あり |に〇を付す場合に対応するもの

### ② 「⑤新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高」の区分欄の新設

調書方式 (※2) に対応する金融機関に適用申請書を提出している場合にはそれぞれ該当する番号を記入する。

1:全ての住宅借入金等が調書方式の場合

2:一部の住宅借入金等が調書方式の場合

※2 住宅借入金等債権者が税務署に「住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書」を提出し、国税当局から納税者に住宅借入金等の「年末残高情報」を提供する方式

### 【住宅借入金等特別控除計算明細書(二面)】

ť	主宅借	À.	金等の年	未残高	の合計額	* -	面	の印の金額を転	al.	します。			00				
掛号		7	苦住の用!	に供した	:日等	並式等	6	(特定組改築等) F 宅借入全等特別投験額 [00円未締の高数切指で]	- No. 107		居住の用	に供した	:日等	算元等	60	(特定地改集等 泊防入金等時間 30円未満の複数5	30,00
Γ		la.	令和4年1 月1日から	新築住宅	全部6年中に特別 対象個人以外が入 活	GB <0.007=	2	(####### p	1				集等が特定取得に値 数表2,000万円)	出するとき			
ı		1311年前	令和6年12 月3日まで の間に配住 の用に低し た場合	又は買取 再販在宅	受別を年中折しくは 会和5年中に入居 又は会利も年中に 特徴対象個人が入送	ap +0 (07−	2)	(後高級が円) 月		病齢者等因 住改修工事 等に係る特	月1日から 分割3年12				3	最高2万5千円)	-
1		資品住宅		中古在宅		QQ = 0.007=	a	(後第21万円) p (0 (	7	定增改築等 住宅借入金 等等提益除	の用に供し	作宅の原改業等が整定収得に該当しない (Dの金額(数41,000万円)		ちしないとき			
	anseco	又世版	序成20年1 月1日から 令和3年1	住宅の取得等か(等別)特定 取得に該当するとき		@×0.01=	3)	(東神紀海明) 円	を選択	た場合	(3の金額) ( ) ×0.02 + ((2-18)×0.05 -			8)	(最高12万円)	,	
ı	応定性   宅等の   新要収	定批英東	月31日まで の間に居住	住宅の取得等が(特別)特定 取得に該当しないとき		i‡×0.01−	20	(SEREMENT) P	0	新熱改修工 事等に係る 特定借る集	全和2年1 月1日から 令和3年18	住宅の前改善等が特定取得に該当すると 8 (2の全種(最高1,000万円) 				8	
2		作电	た場合 合和4年中に 別在の別に負 した場合	住宅の収 勢何取得	住宅の取得等が(特例)特別 特種取得に該当するとき		2)	(N(RSOAPE) p							23	(成長12万分千円)	-
r	全等特別換款 の特例	NETT	991 A St. 1	新要在宅	全和有年中に特別 対象個人は外が人	<b>48</b> = 0.007=	3)	(後年24万 5 千円) 上	0.0	特定增收集 等在宅借入 全等特別控 除全選択	月31日まで の間に延住 の用に使し					,	
3	を選択	企業を大大	月1日から 今和6年13 月31日まで の際に居存	又は買取	又は質収 砂取住宅  ・		ව	(RASIE 5 FF) p	9	多世帯同居 改修工事等 に係る勢空	た場合	(300 de till (300			9)	(最高12万円)	(
		住宅業の	の間に仮任 の用に信し た著合		新州州条州人が大区 中古任宅	03 × 0.107 <b>- 1</b> 20		(MERIZIATE) P			の用に供し	   1日から今和3年12月31日までの間に設生				ì	
r		S #14	全814年1	斯施住宅	令和6年中に特別 対象団人以外が入 団	0\$ =0 (07-	2)	GRADARI P	1 9	增改差等位 宅债入金等 特别於除令	(計の多数) (D)( 対の多数(を	*0.02 *(E=9) *0.01			23	(務格12万5千円)	(
4		- 前半进仓任宅	月1日から 令和6年12 月31日まで の際に回む	又は買収	の 全割4年中ガし(は 会割5年中に入る 又は会割6年中に入る 又は会割6年中に入る 製物対象個人が人所	@-0.007-	2)	(基高28万円) p	2	選択	春和4年1	新築住宅	*0.01 ~ 存配をな中にその他の 佐宅に入居又は全和6 年中に等例対象収入は 外が歴記住宅等に入居	43×0.009=	23	(務局40万五千円)	(
		田中(事の)	の用に供した場合		中古作名		9	(最美21月11) p	19	展英特例法 (第6)の住	月1日から 今和6年12 月31日まで の間に居住	又は財政	及は貧取 再級在宅 利力を中に入品及は今 利力を中に入品及は今 利力を中に発明が最新 人が理論を含むかに入品		23	(最高65万円)	
r			全和4年1	新製住宅	<b>作程6年中に入</b> 居	GB =0.007=	න	(最高1422円) 月	9 10	(生の再取得 等に係る任 宅借入金等	の用に供した場合	中古住	官又は項及業等	£ < 0.009=	20	(最高27万円)	-
	その集の		月1日から 令和6年13 月32日まで の間に居住	又は買取 再版任宅	参加4年中义は 参加5年中に入居	ap-0.007-	2)	(ALEXINE) P		特別控除の 程施額の特 博を選択	早成27年1 までの舞に	月1日から 居住の用に	・全和3年12月31日 民した場合	. E	23	(#A607/F))	-
5	宅借入( 有別投)	金等年の	の無に供し	中海化	宅又は団改築等	@+0.007=	9	(MERKER) P		1	全部を知中に 発住の間にま した場合	住宅の取得等が(特例)特別特例 取得に該当するとき			23	(#2/560/2F3)	,
	適用(1から 4 又は7か 611のいず れかを選択		月1日から	佐宅の取得 得に該当1	5の取得等が(特別)特定取 (鉄当するとき)		<b>(</b> 3)		1		主の用に		ことに係る事				
	する場合す。 飲きす。	14	月31日まで の際に居住 の用に供し	住宅の収得等が(特別)特定利 得に該当しないとき		48-0.01	5)	(REZHE) (	1	転居年 Minnacut	CHÁN 🗆	賃貸の用 学成 年 月		開始年月日 日~↓	1	年 月	1
6			た場合 を割4年中に 男性の用に供 した場合	08000	1号が(時間)時記号 第日するとき	₩-0.01=	9	(株年40万円) )(		期間の家屋( その家屋に係る 株改集等) 作3	(和定 ]再	び居住の用に 再び居住の	□ その他( 債した場合の再適用] 用に供したことによ	835	物性の	目に供した場合の >用に供したことに	24
3	%2 ( %3 ! %4 (.	砂様 時 作 作 作 だ さ と と こ と こ と こ と こ と こ と こ と こ と こ と こ	明の金額を 明の括弧内 別対象個ノ 原例)特別 い。 日水準省	内の金額 しについ 川特例取 エネ住:	ては、控用の 得及び (特別 名) 又は「省	iに供し  裏前の  ) 特定   エネ差:	「月 収得 単連	日の属する年にお 目語の説明」を参 身については、居 自合住宅」に該当	け照住し	等特別担保 る住宅の! してくだ した年分。 、(特例)	N (報等又 取得等又 さい。 か「住宅 特別特f	会等的地 は住宅の 借入金等	特別控除を受	を控制を を を とけられる	RD度 る方	へ」を参照	· 対 す。 し
0 4 %	<ul><li>※ 6</li><li>※ 7</li><li>単複 以属 に構改</li></ul>	後年 選上す場	災特例法 (U居住の 目を受け )住宅の耳 (もので、 (F) 住宅作	」とは) 用に供 る場合 X得等又 上記の サ入金等	東日本大震災 したことに係 は住宅の増改 表で同一の権 特別控除額の	の被災者 も事項()」 爆等に 順を使用 計算明	等横 添し細	に係る国税関係記 は、所居住の特例 5.住宅借入金等の で計算する場合を 手を作成し、その	た 金 除	#の臨時朝 適用を受け 額がある; きます。)	例に関す る方が、 場合(こ には、・	転居年月 れらの住宅	日や再居住間 宅の取得等又 の取得等又は	始年月日 (は住宅の )	が増	改築等が同 集等ごとに	—¢
1	[複滴] K 234	見を	受ける場(金額を	合係	る控除限度額の 欄に転記しま	原 (図の りうち最 す。	金	ト。 観)の合計額(住 高い推除限度額が				9増改装 記載しま					0
0	不動	至	5号が一	面に書	ききれない場	恰										b入金等特別:	

### ■主な改訂内容

### ○ 控除額の計算欄の改訂

税制改正に対応するため、特例対象個人に係る計算欄が新設された。

なお、令和6年分より認定住宅等以外の新築住宅については、令和5年末までに 建築確認を受けた住宅である、又は令和6年6月30日までに建築された住宅である、 といった要件を満たさない場合、住宅借入金等特別控除を適用することができなくなるこ と等を踏まえ、認定住宅等とその他の住宅の順番が入れ替えられた。